

令和5年

寒河江市農業委員会第9回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第9回総会

日 時 令和5年8月25日（金）午前9時00分
会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	14番 高橋博	15番 奥山浩二
16番 布施功子	17番 片桐道雄	18番 木村三紀

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野敏行	2番 五十嵐博志	3番 斎藤幸宏
4番 渡邊慎一	5番 熊坂浩行	6番 川越卯一郎
7番 鬼海和幸	8番 菖蒲修	9番 渡邊正

事務局

事務局 長 猪倉秀行	事務局 長補佐（総括） 芳賀豊彦
事務局 長補佐（農地担当） 日下部靖広	総務係 主任 木村龍一
農地係 主任 土田修	農地係 主事 芳賀遼太郎

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条1項但書き）
農地の用途変更について
- (5) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議題 3 2 号 農地法第 3 条の規定による許可処分について
- (2) 議第 3 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第 3 4 号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第 3 5 号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時05分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第9回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中、9名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、意見を述べることができますので、申し添えます。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、4番西尾委員、15番奥山委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございますか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第32号から議第35号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第32号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第34号「非農地証明願の審議について」
- (4) 議第35号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第32号から議第35号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理人、よろしく申し上げます。片桐会長職務代理人。

片桐会長職務代理人 はい、議長。17番、片桐です。

去る8月18日に開催されました事前審査会の報告を行ないます。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、非農

地証明願案件 1 件と農用地利用集積計画書 1 件、合計 2 件を審査しました。

議第 3 4 号「非農地証明願の審議について」順位 6 番、平塩地区の案件です。現地は、大字平塩字沖の目の土地で、申請者の宅地に隣接する土地で、昭和 5 0 年頃より庭の一部として利用され、現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

順位 5 番、事前審査会において、現地調査を行いませんでしたが、白岩地区による現地調査の結果報告、周囲の農地の利用状況や周囲の農業者の意見を踏まえて判断したいとの報告があり、継続審査としていがかがとのことになりました。

議第 3 5 号「農用地利用集積計画書の審議について」、有限会社ビー・エム・エフが日田観光さくらんぼ団地組合の農地 3 0 筆、樹園地 2 . 9 7 h a 、農業用施設用地 0 . 1 3 h a 、合計 3 . 1 0 ヘクタールを取得する案件となっています。

現地調査を行った結果、ここ最近の水害により枯れているさくらんぼの樹木が西側にあり、また以前より排水の問題等もあり、今後どのように農業経営を行い、管理していくのかと心配しております。また、取得する法人は、従前より適正に管理されていないような農地が見受けられ、取得する農地を含めて、今後どのような計画により農業経営を行っていくのかと懸念されているところです。

そこで、総会前に取得する法人に事務局より、現在ある農地の適正な農地の管理を行うよう伝えてもらっております。この案件について、この総会において様々な意見を交わし、審議していただければと思っております。

その他申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦勞様でした。

それでは、ただいまより地区審査に入りますが、順位5番の利用集積のビー・エム・エフの件につきまして、報告にあったとおり、皆さんから各地区審査において意見を頂戴したいと思います。地区ごとに意見をまとめて総会再開後に代表の農業委員の方から発言いただきたいと思いますので、その協議もお願いします。地区審査時間については30分程度としまして、9時45分までとします。それでは地区審査の間暫時休憩とします。

休憩 午前 9時15分

再開 午前 9時50分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第32号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。
山田委員。

山田委員

はい、議長。1番、山田です。

議第32号「農地法第3条の規定による許可処分について」、6ページをお開きください。

(議案書順位28番朗読)

場所につきましては、寒河江南部地区の高速インターを山形方面に向かいまして、南部地区の観光いちご園を先に行ったところの高屋バイパスを東へ約150m進んだところにあ

ります。貸人の■■■さんは現在84歳と高齢であることに伴いまして、労力不足の理由もあり、■■■さんと賃貸借契約申請するという流れになっております。借人の■■■さんについては現在就農2年目と若く日が浅いわけですが、パイプが入っている4棟を借り入れまして、ハウスキュウリと花木、特にスノーボールの植栽に取り組んでいきたいという内容になっております。なお、借り人は新規就農者であります。農業委員の先輩方から指導を受けて今後進めていくという内容になっております。8月12日に寒河江・南部地区の農業委員4名と推進委員2名で現地の確認を行って参りました。申請通りであれば何ら問題なく、事前審査及び地区審査でも異議ございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。11番、鈴木です。

同じく6ページをご覧ください。

(議案書順位29番朗読)

所在は陵東中学校を石持方面に向かっていくと石持のライスセンター付近に交差点があります。そこを右折すると所在地になります。8月14日に西根地区・三泉地区の農業委員及び推進委員で現地を確認して参りました。借人と貸人の関係が孫と祖父の関係で、現時点では田んぼとして利用されておりましたが、シャインマスカットを栽培するという事で申請がありました。申請どおりであればなんら問題ないということで確認して参りました。続きまして順位30番。

(議案書順位 30 番朗読)

所在は県道日和田河原線をJA前から醍醐方面に向かって右折すると、上河原公民館がありまして、そこを集落に入っていくと、溝延の方に交差する用水路を南側に向かうと、譲受人の■■■■さんの自宅があります。その自宅の東側になります。8月14日に西根地区・三泉地区の農業委員及び推進委員全員で現地を確認して参りました。ここは譲受人の家に隣接しており、申請どおりであればなんら問題ないと思われまます。続きまして順位 31 番。

(議案書順位 31 番朗読)

所在は警察署向いのローソン北側にあたります。8月14日に西根・三泉地区の農業委員及び推進委員全員で現地を確認して参りました。申請通りであれば■■■■さんの自宅に隣接している土地でありますし、なんら問題ないのではないかとということで現地を確認して参りました。

何れの3件も事前審査、地区審査で異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。7番、猪倉です。

(議案書順位 32 番朗読)

場所につきまして、国道112号線を月山方面に向かいまして、臥龍橋手前の信号、西部地区公民館付近のところを左

にいき、清助新田に入っていきます。600mほど進んだ道路向かいが譲受人の自宅になります。今回譲り受ける農地がこの譲受人の自宅から農道を挟んで斜め向かいにあります。これが約800㎡あります。この農地はさくらんぼ畑になっておりますが、春先には耕作放棄地に近い状態でありました。パイプにはクズが絡まって、剪定もなっていない状態でした。誰か買ってもらえないかと話をしていたところ、ちょうど譲受人が購入するというので8月13日私を含めた農業委員、推進委員5名で現地を確認してきました。その時にはすでにクズは払ってありました。申請通りであればなんら問題ないと現地を確認して参りました。また、事前審査、地区審査で異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位28番から32番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可の要件の全てを満たすと考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第32号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第32号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。1番、山田です。

議第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、8ページをお開きください。

(議案書順位20番朗読)

場所につきましては元町の伊藤歯科医院の交差点を南へ約100m進んだところです。譲渡人の■■■さん所有の畑と譲受人の■■■さんの自宅は本当に隣接しております。ここを買い求めて家庭菜園と先ほど申し上げました冬の雪捨て場所として利用する目的から何ら問題はないとみてまいりました。8月12日に寒河江・南部地区の農業委員4名、推進委員2名にて現地確認を実施しております。なお、事前審査会、地区審査でも異議ありませんでした。

続きまして順位 2 1 番。

(議案書順位 2 1 番朗読)

この許可申請地の場所につきましては寒河江中部小学校の近くでありまして、プライトヒルズ元町マンションに隣接している農地であります。1か所がマンションの隣で、もう一区画が住宅を挟んで隣の場所になります。なお、このプライトヒルズ元町マンションについては全12所帯入居可能で、駐車場も12台分確保されている状況ではあります。ただ、現在10世帯が入居しているということで、入居者が一人何台か車をもっているということで駐車場が現在満杯の状況になっているとのことです。そこで、空き部屋の2所帯を新規入居者として受け入れた場合、駐車場のスペースがなくなることが見込まれるため、隣の畑の申請地を購入し、駐車場を増やしたいという内容になっております。

なお、マンション脇の農地は5台分、住宅を挟んだもう一区画は3台分のスペースを設ける予定とのことです。

8月12日に寒河江・南部地区の農業委員4名、推進委員2名にて現地確認を行っておりますが、何ら問題は無いと話しております。なお、事前審査会、地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。11番、鈴木です。

同じく8ページになります。

(議案書順位 2 2 番朗読)

所在は市道八鍬日田線をずっと八鍬の方に向かって、ほなみ団地の一番西側の進入路になります。向かいに第6公園があり、その突き当りになります。8月14日に西根・三泉の農業委員・推進委員全員で現地を確認して参りました。現在かぼちゃが栽培されていて畑となっておりますけれども、周りがすべて住宅になっておりますので、何ら問題はないのではないかということで確認してきました。

なお、事前審査会、地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

順位 2 0 番は家庭菜園及び雪捨場用敷地、順位 2 1 番は駐車場用敷地、順位 2 2 番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。それぞれの申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第33号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第34号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに柴橋地区、大泉委員をお願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。10番、大泉です。

議第34号「非農地証明願の審議について」、10ページをお開きください。

(議案書順位6番)

場所は県道458号線の平塩バイパスを大江方面に向かったところのセブンイレブンの十字路を南に50mほど進んだところにあります。18日の事前審査会に出席した農業委員及び推進委員で現地を視察し、申請通りであれば何ら問題ないと見て参りました。事前審査会及び地区審査会でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて白岩地区、郷野委員、お願いします。郷野委員。

郷野委員

はい、議長。6番、郷野です。

(議案書順位5番)

事前審査会の報告にもありましたが、白岩地区担当の農業委員及び推進委員での現地調査の結果及び地区審査会での再審査の結果、周囲の農地の利用状況や周囲の農業者の意見を踏まえて判断したいと思い、継続審査としていかがか、という結果となりました。以上、地区審査の報告とさせていただきます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

特にございませぬ。

木村議長

ありがとうございました。

白岩地区の案件でありますけれども、現地確認を白岩地区の農業委員3人と推進委員1名で行って、今報告あったとおりでございますけれども、2か所申請があり、峯ヶ脇の方につきましては周りの農地も耕作しておらず、ほとんど原野化というか耕作放棄地になっておりまして、そこは非農地として問題ないとみてきたんですけれども、野沢の方の隣が田んぼをまだ耕作しておりまして、地区の人の話によりますと、そこもあと何年続くかわからないんですけども、という話な

んですが、隣で田んぼを作っている以上、非農地にはできないのではないかと先ほど報告あったとおり地区委員の話がありました。9月8日に農地パトロールが行われますので、その時に地区の農業委員の話を聞きながら判断する、といったことになりましたので、補足説明とさせていただきます。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第34号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第34号は原案のとおり決定いたしました。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 白岩地区の報告でありましたとおり、順位第5番の案件は継続、順位第6番は原案のとおり承認ということでしょうか。

木村議長

はい、よろしいです。

次に、議第35号「農用地利用集積計画書の審議について」、

地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。
山田委員。

山田委員

はい、議長。1番、山田です。

議第35号「農用地利用集積計画書の審議について」13ページをお開きください。

(議案書朗読)

なお、15ページの集計表をご覧ください。西根地区31筆、樹園地が2.97ヘクタール、施設用地が0.13ヘクタール、計3.1ヘクタールとなっております。

この案件につきましては、去る8月18日の事前審査会に出席の農業委員と推進委員、事務局にて園地の確認を実施してきました。場所は最上川河川敷の寒河江市浄化センター近くにある日田のさくらんぼ団地になります。農地面積は只今申し上げたとおり、約3町歩と広大なさくらんぼの園地となっておりますけれども、実際に現地の方を確認しましたところ、木自体、3分の1以上が過去の被害によりまして収穫不能の木になっていると見て参りました。そういった状態ですので、収穫不能な木に関しては改植が必要なのではないかな、と話になりました。やはり過去の大雨、洪水にて団地内が水に浸ったという経過もあることから、このさくらんぼ団地について、今後どのように解消していくのか、またビー・エム・エフが現在とりかかっている事業等がスムーズに整理されていくのか、農業委員、推進委員、事務局にて観察が必要ではないかと検討されました。この内容について、事前審査会では今回の総会での合議が求められる、としております。

よって、会長からも休憩前に話があったとおり、寒河江・南部地区はもちろん、各地区の意見も踏まえて対応をお願いしたいと思います。また、今後どのように管理していくのか、きちんとした方向性に関する案件につきましても、事業報告書を改めて期限付きで報告いただいた上で提出を求めたらいかがかということが寒河江・南部地区での地区審査会での意見でありますので、ご審議をお願い致します。

木村議長

ありがとうございました。

それではこの件につきまして、只今の内容が寒河江・南部地区での意見でありますので、次に西根地区の意見をお願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。11番、鈴木です。

今回に至ったまでの経過をご報告したうえで西根・三泉地区の意見を述べさせていただきます。

令和5年3月26日に開催したさくらんぼ団地の通常総会にて将来のあり方について協議した結果、関連するすべての土地、不動産等について一括して売却交渉に努めることが決定されたそうです。それに関して、関係先との協議をする上で必要な同意書と委任状を4月26日まで用意し、今回ビー・エム・エフさんとの契約交渉にあたったそうです。8月4日まで農用地利用集積計画書、承諾書、代理人の選任届、譲渡所得の特別控除に係わる土地等についての署名願い・申請及び証明受領書についての代理人を選任する届、また、得喪通知書の提出等を行うに至ったとのこと。また、記載には8月の末に引き渡しとなっておりますけれども、11月に引き渡しをして、12月2日にさくらんぼ観光組合を解散するという計画であることを報告いたします。

地区審査にて協議の結果、譲渡人の譲渡については今後耕

作放棄地が増えてしまうことにならないよう、やむなしという
ことで話になりました。譲受人のビー・エム・エフさんに
今後、今まで他の地域における土地活用について問題がある
点があるという指摘があり、今後その点を改善してもらえれ
ば西根・三泉地区としては問題は無いのではないかと話がま
とまりましたので、報告させていただきます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて柴橋地区の意見をお願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。16番、奥山です。

柴橋地区としましては、経過等を伺うと、この機会を逃す
と耕作放棄地となってしまう可能性が高いので、売却は致し
方無いと思います。ただ、先ほどから議論されておりますと
おり、ビー・エム・エフが譲り受ける際、今後最低10年は
農地として必ず活用するといった効力をつけて認めてはどうか
な、という結論になりました。

木村議長

ありがとうございました。

続いて高松地区の意見をお願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。7番、猪倉です。

事前審査会で初めてあの場所に行ったんですけれども、も
のの見事な連棟で、あれを止めるといった場合、あの規模の
園地を経営するのはなかなか難しいと感じました。話を聞くと
地主の多くが高齢のため、組合としての今回の判断になっ
たようでしたので、ビー・エム・エフに引き渡すことでいい
方向に行くといいな、と考えておりました。また、今後の経
営計画をはっきり明示すべきという点では皆様と同意見です。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

最後に白岩地区の意見をお願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。5番、眞木です。

白岩地区としましては、所有者の皆様もすでに農地を計画的に譲渡する計画でありますし、年齢面や農地の状態を考えると所有権移転もやむを得ないと考えました。ただし、ほかの地区でも言われていたとおり、ビー・エム・エフさんはいろいろと気掛かりな点がありますので、今後10年間くらいの事業計画書等が必要なのではないかと考えました。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

各地区より意見を頂きましたが、ここで、推進委員からもご意見をいただけますでしょうか。渡邊推進委員。

渡邊推進委員

日田の観光組合に限らず、近年はさくらんぼ狩りを行っている観光組合はどこも大きな課題を抱えております。新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴った観光客の減少もありますけれども、構成している組合員の高齢化、後継者不足、あるいは今回のような施設や果樹自体の老朽化など、様々な課題を抱えております。そういう中で日田の観光組合についてはこのようなことになるのかな、と感じていたところでした。農業委員の皆様からもあったとおり、今回の所有権移転については私どもはどうこう言うものでもないかなと考えております。ただ、やはり皆様がおっしゃる通り、ビー・エム・エフの今後の管理運営については農業委員会としてしっかりと監視していく必要があるのではないかと思います。また、それと同時に現在の日田観光組合の方々も所有権を移転したか

らそれで終わり、といったことではなく、その後の運営もうまくいくように協力してほしいな、と思っております。

私は推進委員ではありますがけれども、今回のような案件を簡単に、問題ないから認めるとなってしまうと、後々同様な案件も簡単に認められると思われてしまうと思いますので、十分注意していくべきだと思います。私の方もこのような状況にならないように地域の農業をしっかりと見ていく必要があるかなと感じました。

農業委員会の総会で決まったからいいんだとか、農業委員会の総会はこの程度かとかならないように慎重に審議を進めていくべきだと思います。 以上です。

木村議長

ありがとうございました。

他に推進委員の方でご意見はありませんか。熊坂推進委員。

熊坂推進委員

私も事前審査会で園地を見てきました。とても広大な園地を維持するのは大変だと感じましたし、また、水害によりさくらんぼの木が枯れている箇所が多くありまして、これを維持するのは大変ですので、将来的には耕作放棄地になりかねないので、一括してビー・エム・エフさんが引き受けてくれるのは確かにありがたい話だなと思いました。ただ、やはり皆さんおっしゃるとおり、営農に不安がある点がありますので、しっかりと監視、監督が必要だなと思います。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。11番、鈴木です。

14ページをお開きください。

(議案書朗読)

続いて、15ページの集計表をご覧ください。西根地区、先ほどと重複しますが、31筆、樹園地が2.97ヘクタール、施設用地が0.13ヘクタール、計3.1ヘクタールとなっております。

農地振興地域内で、地域の担い手に譲渡するために集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、ビー・エム・エフの案件についても皆様からの意見を踏まえて、事務局の見解をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

最後の西根地区の案件については農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

その前のビー・エム・エフが求める案件についてですが、皆さんの各地区のご意見はごもっともかな、と思っており、譲受側は今後の動向を注視していかなければならないかと思えます。また、皆さんの意見にもありましたとおり、売り手側の事情でやむを得ない部分もあるのかなと思えます。それを踏まえましてですけれども、ビー・エム・エフさんの方ですけれども、農地所有適格化法人であり、報告書も提出しており、さらにこの度認定農業者にも法人として認

定されており、これからも農業経営を頑張っていく姿勢を示しております。また、日田観光さくらんぼ団地が水害により樹木が弱っているということも法人側で認識しております。また、県ややまがた農業支援センター、市の補助金を活用して農地の活性化、再生したいという姿勢も見られます。そういった経過もありますので、認めざるを得ない方向なのかなと考えます。また、渡邊推進委員からもありましたが、簡単に認めるわけではなく、事務方の方からこういった懸念事項については伝えておりましたので、今後のやり取りの案として、さらに農業委員と事務方一緒に法人の代表者から来ていただくか、私たちが出向くかして今後の農業経営について適正な管理をお願いします、また一方で白岩地区の眞木委員からもありましたけれども、10年間くらいの営農計画書を提出してもらいたいのではないかという意見がありましたので、それに加えて現状の経営状況に関する資料を提出してもらい、期限を設けて農業委員会に報告してもらって今後の取り組みを注視していくべきだと思います。そのようなことで、今回の案件については認めざるを得ないかな、といった考えです。以上です。

木村議長

今、事務局からありました通り、結論から申し上げますとやむを得ないのではないかなと思います。

それでは採決します。議第35号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第35号は原案のとおり決定いたしました。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

原案のとおり可決をいただきましたが、今後の進め方として、ビー・エム・エフからの説明を口頭でいただくか、書面として提出いただくか、また、口頭でいただく場合はどのような体制で話をするか、ご検討いただきたいです。

木村議長 今後10年間の営農計画を文章で提出の上説明してもらいその推移をちゃんと農業委員会として見極めていくほうがいいと思うが皆様いかがでしょうか。

（異議なしの声）

木村議長 はい、ではそのような形で、またそれは代表者等呼んで市役所に来てもらい、会長、会長職務代理者他関係する農業委員が参加し、強く指導をしていくべきかなと思いますが、いかがでしょうか。

眞木委員 今後10年間の事業計画書を提出してもらっても本当に実行されるかどうか不安もあるため、毎年実施される農地パトロールの見回り箇所を追加し、毎年現地確認を実施するのはいかがでしょうか。

木村議長 はい、そういった方針で実施していきたいと思います。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

毎年農地常任委員会にて実施される農地パトロールで確認する方向で考えたいと思います。また、代表の方から来ていただく件については今後日程調整をさせていただきます。

木村議長

はい、よろしく申し上げます。これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時45分

令和5年8月25日

第9回総会議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 4番委員.....西尾沙織.....

議事録署名委員 15番委員.....奥山浩二.....